

全軽自協第 28-326 号の 1
平成 28 (2016) 年 12 月 22 日

内閣府 消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

消費者委員会 成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループの検討内容に対する意見

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

内閣府消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループ」の報告書の取りまとめについて、以下の通り意見を申し上げます。

1. 18 歳から 22 歳を「若年成人」と定義し、新たな対応策として制度整備を求めることについて

成年年齢の引き下げに対しては、先ずは消費者教育の充実が重要と考えます。

今回、成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループの目的は「民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成人となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策について検討すること」となっているにも関わらず、20～22 歳について対応策を記述し、新たな制度整備を求めることに大きな違和感があります。

20～22 歳の消費者は、従来成人として自らの決定において取引をしてきたものであり、本報告書（素案）のような保護制度を設けることは、自己決定権に制約をかけることとなり、また、これらの消費者と取引を行う事業者にとって過剰な規制となることから、極めて慎重に対応すべきと考えます。

さらに、新たに成人となる 18～19 歳の消費者を過度に保護する制度整備を成年年齢引き下げの条件かのように記載することは、今回の民法改正における成年年齢引き下げの意義として挙げられている「取引の場面など私法の領域においても、自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、特段の弊害がない限り、民法の成年年齢を 18 歳に引き下げることが適当」との趣旨にそぐわないと考えます。

2. 消費者契約法において、事業者に新たな努力義務を課すとともに、「若年成人」等に新たに取消権を付与する対応策について

若年成人等の消費者被害の防止は、悪質業者に対する既存制度の執行強化および消費者教育の充実で十分対応可能と考えます。

新たに事業者に義務を課す以前に、消費者被害の実態をさらに十分に調査するとともに、立法根拠を精査し、広く関係業界の意見を求める場があるべきと考えます。

3. 業界の自主取組の強化について

自動車販売業界は、法令順守・コンプライアンスを充実させており、報告書（素案）にあるような消費者被害の実態は認められません。多くの商取引において、消費者被害の実態が認められない中、一律に全ての業界に対し、さらなる自主規制を求める必要性はないと考えます。

以 上



一般社団法人 **全国軽自動車協会連合会**

〒105-0012 東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 30 号 日本自動車会館 11 階

代表 TEL: 03-5472-7861 FAX: 03-5472-7864 ホームページ: <http://www.zenkeijikyo.or.jp>